## 佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設:グラウンド(運動場)

		区分			
		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合	
施設名	時 間	アマチュア	アマチュアス	アマチュア	アマチュアス
		スポーツに	ポーツ以外に	スポーツに	ポーツ以外に
		使用	使用	使用	使用
臼田総合運動公園多目的広場	午前6時から午前8時まで	410円	1,250円		
浅科総合グラウンド	午前8時から正午まで	830円	2,510円		
望月総合グラウンド	正午から午後5時まで	1,040円	3, 140円		
	午後5時から午後7時まで	410円	1,250円		
	全日(午前8時から午後5時)	1,670円	5,020円		
※半面のみ半面の場合は、上記	- 記金額の半額になります。			l	I
県民佐久運動広場運動場	午前6時から午前8時まで	410円	1,250円		
	午前8時から正午まで	830円	2,510円		
	正午から午後5時まで	1,040円	3, 140円		
	午後5時から午後7時まで	410円	1, 250円		
	午後7時から午後9時30分まで	520円	1,570円		
	全日(午前8時から午後5時)	1,670円	5,020円		
		•			
浅科御牧原台地グラウンド	午前6時から午前8時まで	200円	620円		
	午前8時から正午まで	410円	1,250円		
	正午から午後5時まで	520円	1,570円		
	午後5時から午後7時まで	200円	620円		
	全日(午前8時から午後5時)	830円	2,510円		

放送器具	望月総合グラウンドのみ	1回:1,040円
------	-------------	-----------

- (備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの(以下「市外使用者」という。)の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の3倍(市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあっては、2倍)に相当する額とする。
  - 2 「宿泊」とは、午後3時から翌日の午前10時までの使用をいう。
  - 3 時間で定める使用料について、使用時間が1時間未満のときは、1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは、 これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。